

令和 2 年度第 1 回太宰府市地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和 3 年 1 月 28 日（木）15 時開始

場所：太宰府市役所 4 階大会議室

1 開会

委嘱状交付

市長挨拶

2 議事

【議題】

太宰府市コミュニティバス（地域サポートカー「まほろば号」）の
ダイヤ改正について

3 閉会

太宰府市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

資料 2

任期: 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

No.	選出区分	氏名	所属団体等
1	副市長	清水 圭輔	太宰府市
2	鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者	力武 基樹	九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部 担当課長
		川津 匡宏	西日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 営業企画部 計画課長
3	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	中嶋 建太郎	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 営業部 営業第三課長
4	一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	中井 一貴	有限会社太宰府タクシー 代表取締役
5	校区自治協議会を代表する者	古賀 茂一	太宰府市自治協議会 会長 (五条区自治会長)
6	福岡運輸支局長又はその指名する者	原 数政	九州運輸局 福岡運輸支局長
7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	森本 直弥	西鉄バス二日市株式会社 原支社
8	市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者	佐々部 智文	国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課長
		本山 義弘	福岡県 那珂県土整備事務所 地域整備主幹
		中山 和彦	太宰府市 都市整備部 建設課長
9	公安委員会を代表する者又は交通管理者	関 貴文	福岡県警察 筑紫野警察署 交通課 交通総務係長
10	識見を有する者	寺町 賢一	九州工業大学大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 准教授
11	その他市長が適当と認める者	辻 国彦	西日本鉄道株式会社 まちづくり推進部 課長
		田邊 直輝	九州運輸局 交通政策部 交通企画課長
		河野 健之	福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 交通総務係長
		八尋 茂雄	太宰府市総合戦略推進委員会(まちづくりビジョン会議)委員

【オブザーバー】

太宰府市 総務部 理事	五味 俊太郎
-------------	--------

【事務局】

太宰府市 都市整備部長	高原 清
太宰府市 都市整備部 都市計画課長	竹崎 雄一郎
太宰府市 都市整備部 都市計画課 都市計画係長	前田 勝一朗
太宰府市 都市整備部 都市計画課 都市計画係	中原 次朗
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課長	齋藤 実貴男
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 地域コミュニティ係長	木村 浩一
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 地域コミュニティ係	田淵 利治

太宰府市地域公共交通活性化協議会規則

平成 30 年 3 月 27 日

規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項に規定する地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (5) 網形成計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。ただし、第 1 号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 副市長
- (2) 鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者

- (5) 校区自治協議会を代表する者
 - (6) 福岡運輸支局長又はその指名する者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (8) 市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者
 - (9) 公安委員会を代表する者又は交通管理者
 - (10) 識見を有する者
 - (11) その他市長が適当と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、旅客の利便性を損なわないと協議会で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

5 協議会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱)

第7条 協議会において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊

重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会は、会議で協議する事項を調査検討させるため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。